

東京都議会情報公開条例の施行に関する規程

平成 11 年東京都議会議長告示第 4 号
平成 17 年東京都議会議長告示第 2 号改正
平成 28 年東京都議会議長告示第 1 号改正
平成 29 年東京都議会議長告示第 5 号改正
令和 元年東京都議会議長告示第 3 号改正
令和 5 年東京都議会議長告示第 3 号改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京都議会情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 4 号。以下「条例」という。）第 34 条の規定に基づき、東京都議会議長（以下「議長」という。）が管理する公文書の開示等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項に規定する開示請求書は、公文書開示請求書（別記第 1 号様式）とする。

(開示決定通知書等)

第 3 条 条例第 13 条第 1 項又は第 2 項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 条例第 13 条第 1 項の規定により公文書の全部を開示する旨の決定をしたとき。 公文書開示決定通知書（別記第 2 号様式）

(2) 条例第 13 条第 1 項の規定により公文書の一部を開示する旨の決定をしたとき。 公文書一部開示決定通知書（別記第 3 号様式）

(3) 条例第 13 条第 2 項の規定により公文書の全部を開示しない旨の決定（条例第 12 条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときの当該決定を含む。）をしたとき。 公文書不開示決定通知書（別記第 4 号様式）

(開示決定等の期間延長の通知書)

第 4 条 条例第 14 条第 2 項の規定により期間を延長したときは、公文書開示決定等期間延長通知書（別記第 5 号様式）により開示請求者に通知するものとする。

2 条例第 14 条第 3 項の規定により期間を延長したときは、公文書開示決定等期間特例延長通知書（別記第 6 号様式）により開示請求者に通知するものとする。

(事案移送通知書)

第 5 条 議長は、条例第 16 条第 1 項の規定により事案を移送した場合には、事案移送通知書（別記第 7 号様式）により開示請求者に通知するものとする。

(第三者保護に関する手続)

第 6 条 議長は、条例第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により都以外のもの又は第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、公文書の開示決定に関する意見照会書（別記第 8 号様式）により通知するものとする。

2 議長は、条例第 17 条第 3 項の規定により反対意見書が提出された場合において、条例第 13 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、直ちに公文書を開示する旨の決定通知書（別記第 9 号様式）により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第 7 条 条例第 18 条第 1 項の規定により、電磁的記録（ビデオテープ、録音テープその他の映像又は音声記録された電磁的記録を除く。以下この項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。

2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイ等映像若しくは音声の出力装置に出力したものの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複製したものの交付により開示を行うことができる。

(公文書の開示の実施等)

第 8 条 議長は、東京都議会議事堂 2 階の東京都議会 PR コーナーに、公文書の開示請求を受け付け、及び開示を行うための窓口を設置する。

2 条例第 13 条の規定による公文書の開示は、第 3 条に規定する公文書開示決定通知書又は公文書一部開示決定通知書により指定した日時及び場所で行う。

3 議長は、開示決定を受けたもので公文書の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の視聴又は閲覧の中止を命ずることができる。

4 公文書の開示を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、開示請求に係る公文書一件名につき一部とする。

(開示手数料の徴収)

第9条 条例第19条第1項に定める公文書の開示手数料は、東京都議会議会局長（以下「局長」という。）がこれを調定し、収入するものとする。

2 前項に定める公文書の開示手数料は、公文書の開示を行うときに徴収する。

(情報公開推進委員会諮問通知)

第10条 条例第22条により議長が東京都議会情報公開推進委員会（以下「推進委員会」という。）に諮問をした場合の通知は、情報公開推進委員会諮問通知書（別記第10号様式）によるものとする。

(提出資料等の閲覧等)

第11条 条例第27条第1項に基づく推進委員会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付の請求は、情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る請求書（別記第11号様式）によるものとする。

2 推進委員会は、前項の規定により情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る請求書が提出されたときは、必要がないと認める場合を除き、情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書（別記第11号様式の2）により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上、速やかに当該閲覧又は写しの交付の諾否を決定し、情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の承認について（別記第12号様式）、情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の一部承認について（別記第13号様式）又は情報公開推進委員会提出資料等の閲覧等の不承認について（別記第14号様式）により、当該請求書を提出したものに通知するものとする。

(文書検索目録)

第12条 条例第32条第1項に規定する文書目録は、文書検索目録（別記第15号様式）とする。

2 前項に定めるもののほか、公文書の検索に必要な資料の作成及び閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

(調整)

第13条 公文書の開示等を実施するために必要な調整は、局長が行う。

附 則

この規程は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成28年東京都議会議長告示第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年東京都議会議長告示第5号）

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和元年東京都議会議長告示第3号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和5年東京都議会議長告示第3号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（略）